# 第26回 SAC (Standards Advisory Council) 会議報告

企業会計基準委員会 研究員 大和出 ※SAC:国際会計基準審議会(IASB)の基準諮問会議

国際会計基準審議会 (IASB) の第 26回基準諮問会議 (SAC) が、2009 年11月12日と13日の両日にわたり、 ロンドンで開催された。日本からは、 SACメンバーである金子誠一社団法 人日本証券アナリスト協会理事、米

家正三伊藤忠商事株式会社常勤監査 役、オブザーバーとして、金融庁よ り園田 周企業開示課課長補佐が出 席した。

なお、2011年6月以降におけるプ ロジェクトの優先順位について、日 本証券アナリスト協会の企業会計委 員会で実施されたアンケートの結果 を紹介する資料が席上、配布された。 以下、会議の主な概要を報告する。

# 最近4か月の動向

SAC議長及び副議長、IASB議長か ら、それぞれ最近4か月の動向が報 告された。また、SACメンバーから も、各国における活動状況が報告さ れた。

# 【Paul Cherry議長】

- 前回2009年6月のSAC会議後、 評議員会に対してSACの活動状況 を報告している。
- 評議員会は、SACがすべての主 要なステーク・ホルダー集団の代 表であるかどうか、特に、利用者 側のさまざまな視点を理解できる ような関係が構築できているかに 関心がある。
- SACの規模と効率性との間のト レードオフについて、評議員会は 現状に満足しているが、引き続き この点について注視する。

# 【Patrice Marteau副議長】

EFRAGは、欧州委員会の強い 支持を得て組織を変革し、アカウ ンタビリティーを高めている。 Pedro Solbes氏(前欧州委員会委 員及びスペイン経済財政大臣)が、 新たなスーパーバイザリー・ボー ドの議長として就任している。

#### 【Charles Macek副議長】

特定の3つの会合についてコメン ١<sub>0</sub>

The Australian Institute of Company Directorsの企業報告小委員 会(2009年7月)

財務報告のレリバンス及び理解 可能性についての懸念が増してい る。財務諸表の注記の膨大さ及び 複雑さのため、利用者が必要とす る形式で情報提供できていないの ではないか。そのため、財務諸表 とは異なる形式で示された情報 (例えば、決算発表で配布される

earnings report) に依存する傾向 が強まっている。また、多くの経 営者は、経営活動に影響を与える 多くの財務情報が、財務諸表に表 示されるものとは異なるとコメン トしている。

オーストラリア版の世界経済フォー ラム (2009年8月)

「新たな金融システム構造の創 出」というセッションが、オース トラリアのTreasurer、ノーベル賞 経済学者であるJoseph E. stiglitz 氏、オーストラリア証券投資委員 会(ASIC)委員などをパネルにし て行われた。次の点について、コ ンセンサスが得られていたようだ。 √ 会計基準によってグローバル な金融危機がもたらされたので はない。

√ 金融危機によって世界経済が 相互に結びついていることが明 らかになり、単一の高品質な会

計基準及びそれに対するコミッ トメントの必要性が認められた。

- オーストラリアの会計事務所が 主催したCircle of Leaders会議
  - √ 6月末が決算期末であること もあり、関心の1つは減損テス トであった。
  - √ 会計基準が危機の原因ではな く、規制の方を修正する必要が あるという一般的な認識。特に、 歴史的にはpro-cyclicalであった 規制をcounter-cyclicalにする必 要がある。
  - ✓ 国際財務報告会計基準 (IFRS) 及びコンバージェンスに対する 強い支持。
  - √ ファースト・トラックに対し ては抵抗感がある。特に、政治 的な圧力によってそれが要求さ れるような場合、コメント手続 が制約される。

# 【David Tweedie議長】

2011年の前後にIFRSを導入又は IFRSにコンバージェンスする国が 多いため、それまでに基準を開発す ることが重要である。米国財務会計 基準審議会 (FASB) との共同会議 においてもこの点は合意されており、 2011年の6月末までに両者のMoU 項目を完了させる方針である。。

FASBとは年3回の定期協議を行っ てきたが、2011年までにMoU項目 を完了させるという機運が高まって いるため、今後は毎月、FASBと協 議する。四半期ごとに作業計画の見 直しを行い、進捗を確認する。2011 年まで新たなプロジェクトはアジェ ンダに追加されない。

#### 【SACメンバーからのアップデート】

日本はIFRSの導入に舵を切り、 連結財務諸表へのIFRSの任意適 用が認められることとなった。関

- 連諸団体によるIFRS対応会議が 発足し、また、経団連や企業会計 基準委員会では、早期導入を計画 する企業等を中心により実務的な 対応を進めるなど、各方面が一致 協力した体制でIFRS導入の準備 を加速させている。(米家SAC委
- 豪州Group of 100は、IFRSにお ける開示規定の量と複雑さに関す る懸念について文書を公表し、開 示規定を規律する原則を提案して いる。(豪州Group of 100)
- アジア・オセアニア基準設定主 体グループ (AOSSG) の第1回会 議がクアラルンプールで開催され た…。これは、この地域における 適用上の課題を共有する機会であ り、ボードに対しては、この地域 における経済の各発展段階に対応 できる原則ベースの基準開発を促 すものである。(Accounting and Corporate Regulatory Authority, Singapore)
- 国際金融協会(IIF)が開催した ニューヨークでの会議では、コン バージェンスが非常に重要なトピッ クであった。混合属性モデル及び 地域間の相違についての懸念が表 明された。財務諸表の情報量が増 え続けているため、開示について 検討しなければならない。(IIF)
- 完全公正価値モデルに関して、 利用者の見解が分かれている。金 融商品の会計について、IASBと FASBが異なる方向に進んでいる ことが懸念される。比較可能性の ためには、単一のグローバルな基 準が必須である。利用者は、IFRS 第9号の承認が得られないこと<sup>w</sup> 及びIASBに対する政治的な影響 について懸念している。(CRUF)

- 国際監查 · 保証基準審議会 (IAASB) は、IASBと満足のいく 取決めに至ったものの、基準の検 証可能性や監査可能性に関する問 題が発生した場合、適時にIASB との連携が図れるかどうかに不安 が残っている。IAASBは、主要な プロジェクトに関して監査の観点 から課題を見出し、懸念事項を IASBに対して報告する。(IFAC)
- 証券監督者国際機構(IOSCO) は、バーゼル銀行監督委員会及び 保険監督者国際機構 (IAIS) と共 同でSPEに関する文書を公表して いる<sup>v</sup>。これは、市場関係者がSPE を用いる動機及び関連するリスク・ マネジメントに関する背景情報を 提供するものである。(IOSCO)
- 投資家保護に責任を持つSECが、 FASBの会計基準開発を監督する という現在の関係に影響を及ぼす 可能性のある2つの法案について、 CFA協会はこれに反対する書簡を 米国議会に対して提出しているvi。 また、金融商品のプロジェクトで は、償却原価と公正価値の問題が 残っているため、CFA協会はこれ に関して意識調査を行い、地域ご との見解の分布を明らかにする予 定である。(CFA協会)

# 米国財務会計基準諮問 委員会の活動紹介

米国財務会計基準諮問委員会 (FASAC) のDennis Chookaszian議長 から、当該委員会の活動が紹介され た。

FASACは、SACがIASBに対する 諮問会議であるのと同様、米国にお いてFASBに対する諮問委員会とし て活動している。メンバーは35人で、 年に4回の頻度で会議を開いており、 そのうち1回は、オフサイトで戦略 について議論している。

現在、FASACでは、金融危機の問 題、コンバージェンスとMoUプロ ジェクトの問題(特に、金融商品、 財務諸表の表示及び収益認識)が議 論されている。最近、米国の基準は 統一のコードに集約されたが、これ は、FASBにとって重要な前進であ る。これまで米国GAAPには5つの 階層があったが、コード化によって 使い勝手が良くなり、文書の量も大 幅に少なくなった。

米国でも、IASBと同様にXBRLの 基準を開発しているが、非常に異なっ ている。米国での一般的な財務諸表 の本体及び注記の各項目を表現する ため、米国のタクソノミーには約 1万3,000のタグがある。一方、 IASBのタクソノミーは、IFRSを表 現するため、タグの数は約2,800で ある。構造の違い、そして、その結 果もたらされるタグの詳細度の違い は、コンバージェンスにおいて注意 を要する分野となり得る。

2011年に米国のアナリストがXBRL を使い始めるようになれば、元に戻 るのは難しくなるだろう。したがっ て、XBRLがコンバージェンスの主 要な障害となる可能性があることか ら、これについて議論することは不 可欠である。

米国において注目されている議論 の中には、下院議会に提出されてい る法案で、会計基準に関する権限 をSECから別の規制機関に移すとい うものがある。これは、会計基準設 定プロセスを政治化することになる ため、会計に携わる多くの専門家と 同様、FASACも強く反対している。

# 開示ー複雑性の低減

Ron Bossio氏 (FASBのシニア・ スタッフ)から、FASBの開示フレー ムワーク・プロジェクトについての 紹介があった。

開示プロジェクトは、ITAC<sup>™</sup>及び SECの提案により、2009年7月に FASBのアジェンダに追加された。 財務報告の改善に関するSECの諮問 委員会も、SECとFASBの開示を統 合することを提案している。

現在、財務報告のかなりの部分が、 財務諸表ではなく、経営者による議 論と分析(MD&A)によってなされ ている。目的は、開示の複雑性を低 減するための包括的なフレームワー クを開発することである。しかし、 投資家と作成者は目指すところが違 う。投資家は、よりよく統合された 開示を望んでいるが、一方で作成者 は、効果的でない開示の削減を望ん でいる。

ITACは、次のような3階層のフ レームワークを提案している。

- 1. 特定の重要な財務諸表項目の 基礎となる全般的な会計方針
- 2. 特定の行項目の内訳及び経年 変化(ロールフォワード)
- 3. 将来見通しに関する情報を伴っ た見積りや前提の詳細

FASBは、開示はすべての企業に ついて重要であるという見解を採っ てきているが、小規模な非公開企業 については一部の開示を免除してい る。SECは、公開企業に対しては追 加の開示を求めている。また、年次 報告だけではなく、中間報告につい ても開示を求めるかどうかや、MD &Aを含めた報告パッケージの全体 を監査の対象とするかどうかという

問題などもある。しかし、監査人は、 監査の対象となる注記における開示 項目を増やすことには難色を示して いる。

# 【SACメンバーのコメント】

- これは開示フレームワークを形 作るための原則として、議論の足 掛かりとなるものであり、開示を 評価するための鍵となる判断規準 を考える上での1つの考え方であ る<sup>ix</sup>。(豪州Group of 100)
- 日本証券アナリスト協会のアン ケート調査でも、開示の問題を取 り上げるべきという意見が多く、 現行開示制度に関する問題意識は 日本のアナリストも共有している。 ただし、フレームワーク作りには リスクもある。作成者は、我々が 必要な情報は隠し、我々が関心の ない情報を顕示しようとする傾向 がある。フレームワークが情報隠 しの言い訳に使われてはならない。 SAC委員が起草した開示フレーム ワークモデルもあるので、十分勉 強し、日本からも建設的な提言が できるように努めたい。(金子 SAC委員)
- CESRは、金融機関の開示の品 質に関する調査結果を公表してい る\*。これは、欧州の大規模な金 融機関96社の開示状況を調査した ものである。驚くほど多くの金融 機関が基本的な開示要件を満たし ていなかった。これにはいくつか の理由が考えられるが、1つには 開示のボリュームが考えられる。 膨大な量の開示が要求されている ため、そのうちのいくつかが見過 ごされてしまう。基礎となる基準 との結び付きができていないケー スや、基準での開示が求められて いるものの実際の事業運営とは乖



JLOBAL SOLUTIONS CONSULTING

私たちは、会計・金融関連文書 の日英・英日翻訳に特化したサー ビスを提供しております。

公認会計士・米国公認会計士の 翻訳者が、会計の専門家だから こそ可能な的確な原文理解と適 切な翻訳を行います。

さらに複数のプロフェッショナ ルによるピアレビューが高品質 の翻訳を保証します。

アニュアルレポート/目論見書 /グローバル・オファリング関 連資料/IR関連文書類/プレ ゼンテーション資料/金融庁提 出文書 等

この他、海外の公認会計士・内部 監査人等の往査時の通訳等にも 対応いたします。

グローバル・ソリューションズ・ コンサルティング株式会社

# 【翻訳事業部】

東京都千代田区丸の内 1-11-1 パシフィックセンチュリープレイス 8F http://www.global-solution.jp/ 03-6860-8423(担当:松本) honyaku@global-solution.jp

離しているケースもあるのではな いかと思われる。これらはいずれ も、開示の問題により焦点を当て る必要があるという考え方、そし て、開示は最も重要な数字を理解 するための鍵となる必要があると いう考え方と整合している。

英国FSAは、英国の銀行規制に 関するディスカッション・ペーパー を公表しているxi。これは、金融 機関の財務諸表に対する投資家の 信頼を回復するための努力である が、鍵となるのは金融業界全体に わたっての開示の一貫性である。 業界における一貫性を担保するた めに英国銀行協会(BBA)が作成 した行動規範が、FSAのディスカッ ション・ペーパーに組み込まれて いる。(CESR)

- ・ 現在の規範的な開示は、特に、 中間財務諸表の作成においては問 題である。企業は基準の要求を満 たすことに精一杯で、数字をより 意味のあるものにするための説明 を準備する時間がない。開示フレー ムワークのプロジェクトは、現在 の基準に要件を追加するのではな く、投資家に対して重要な情報を 開示し、リスクや判断に関する情 報を提供し説明するためのフレー ムワークを提供すべきである。 (Financial Executive International)
- XBRL環境へ移行することを前 提にすると、ロールフォワード情 報にはある程度の構造や標準化が 必要。アナリストが自分自身で複 数企業間の調整表を作成する場合、 対応する比較可能なコードが必要 で、そうでなければ比較が困難に なる。(CFA協会)
- FASBは各国基準設定主体の 1 つであり、米国内の規制や実務の

影響を受ける。しかし、米国外の 規制や実務が米国内と同じである とは限らない。確かに、原則ベー スであることは重要ではあるが、 FASBのプロジェクトでの合意は、 IASBでの議論に何ら制約を与え るものではないことを確認してお くことは重要である。(EFRAG)

# 2011年後の作業計画に おける優先順位

2011年後のIASBのアジェンダに ついて、4つのグループに分かれて 議論が行われた。いずれのグループ においても、2011年後は、当面新た な基準の開発を控え、2011年までに 開発した基準の適用状況をフォロー すべきという意見が大勢を占めた。 現在のアジェンダにはないが、2011 年後に検討すべき具体的なプロジェ クトとしては、概念フレームワーク、 開示フレームワーク、XBRLなどが 挙げられた。SACは、2010年2月の 会議で引き続きこのトピックを議論 する。

# 定款変更

国際会計基準委員会財団(IASC 財団)の定款見直し第2部に関して、 ラウンドテーブルでの議論の模様が 紹介された。

- IASBでの議論が、アジェンダ の選択も含めて、効果的に行われ ているかどうかについて、3年お きに公式な協議を行うことについ ては、大多数が支持している。
- ・ 原則主義の会計基準に対するコ ミットメントを定款の中に明示す ることに関しては、再考を求める 声がある。
- 危機的な状況においてコメント

期間を30日に短縮することについ て議論がなされた。関係者にとっ て(特に、翻訳の関係から)30日 未満に短縮することは、非常に困 難であると考えられる。

基準設定の独立性を確保するた めの持続可能な資金調達方法の必 要性について議論がなされた。

# 【SAC会議参加者のコメント】

- 非英語国の場合、翻訳を考える と30日間でも短すぎる。例外的事 態の到来は、それを避けるように 工夫すべきであり、どのような場 合でもコメント期間を30日より短 くすることには反対である。(金 融庁)
- コメント期間は30日でも現実的 には難しい。しかし、例外的なデュー プロセス短縮を頭ごなしに反対す るわけではない。ただし、現在の 短縮案では1日のデュープロセス 期間が可能になってしまうので、 「緊急時でも2週間」とするよう 提案したい。(金子SAC委員)
- SACは、IASBの動向を出身母 体その他の関係者に伝えることを 目的に加えるべきである。多数の 委員がIASBの検討状況を伝える ことで、IFRSの理解、IASBに対 する支援が向上することが期待で きる。(金子SAC委員)

#### 〈注〉

- i EFRAGのプレスリリースを参照 (http://www.iasplus.com/efrag/0 907solbes.pdf)<sub>o</sub>
- ii 各プロジェクトのアップデート については、IASBとFASBが2009 年10月の共同会議後に公表した共 同声明を参照。FASB and IASB Reaffirm Commitment to Memorandum of Understanding - A

- Joint Statement of the FASB and IASB (November 5, 2009)
- iii コミュニケの仮訳はASBJのウェ ブサイトを参照 (https://www.asb. or.jp/asb/asb\_j/press\_release/)<sub>o</sub>
- iv 欧州委員会に対して新たな IFRSの承認を勧告する機能を有 するEFRAGは、IFRS第9号のプ レバロット・ドラフトを基に、同 基準の承認に問題はないとする勧 告案を、2009年11月2日付けで公 表していた。しかし、この勧告案 に対するコメント提出期限の前日 である同年11月12日に、EFRAG は勧告案の決定を延期する旨を公 表した (http://www.efrag.org/ news/detail.asp?id=468)。 これに より、EU域内の企業は、IFRS第 9号の早期適用ができないことと なっている。
- v 2009年9月29日付けのプレスリ リースを参照 (http://www.bis. org/press/p090929.htm)<sub>o</sub>
- vi 2009年11月6日付けの書簡を参 照 (http://www.cfainstitute.org/ centre/topics/comment/2009/index. html)<sub>o</sub>
- vii Federal Accounting Oversight Board Act of 2009, H.R. 1349, 111th Cong., 1st Sess. (2009)
- viii Investors Technical Advisory Committeeの略。投資家の視点か ら、FASB及びそのスタッフに専 門的な助言を与える目的で設立さ れたFASBの常設委員会。ITACが FASBあてに提出した提案の内容 は、FASBのウェブサイト (http://www.fasb.org/) からITA COJVDICagenda request for a principlesbased disclosure framework (December 11, 2007) を参照。

- 豪州Group of 100(オーストラ リアの作成者団体)がIASBあて に提出している意見書は、Group of 100のウェブサイト (http:// www.group100.com.au/) OSubmissionからDisclosures - "Less is More" (November 4, 2009)を参照。
- x Committee of European Securities Regulators, CESR Statement: Application of Disclosure Requirements Related to Financial Instruments in the 2008 Financial Statements (CESR/09-821) (October 30, 2009)
- xi Financial Services Authority, Enhancing financial reporting disclosures by UK credit institutions (DP09/5) (October, 2009)